

埼玉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.1E-2	1.5E+0	1.8E+2	177.7
64	エトフェプロックス	1.1E+2	3.4E+1	9.1E+1	4.0E+1	270.5
117	テブコナゾール				1.5E+1	14.8
139	トラロメリン			9.2E+0	4.9E+0	14.0
140	フェンプロパトリン			1.3E+1		12.6
153	テトラメリン	9.3E+2	2.4E+1	1.2E+3		2,112.8
181	ジクロロベンゼン	1.9E+3	5.1E+2			2,373.2
225	トリクロロホン		1.7E+1			17.5
248	ダイアジノン		1.6E+0			1.6
251	フェニトロチオン		4.1E+2	1.6E+1		425.2
252	フェンチオン	2.1E+1	1.6E+2	2.1E+1		197.9
256	デカン酸				2.5E-1	0.2
350	ペルメリン	1.7E+2	1.1E+2	1.8E+2	1.4E+2	598.4
405	ほう素化合物		1.9E+0	1.6E+2	6.9E+0	165.2
427	カルバリル			8.3E+2		831.2
428	フェノブカルブ			5.2E+2	4.3E+2	942.2
457	ジクロロボス	3.7E+2	1.8E+3			2,136.0
合 計		3.5E+3	3.0E+3	3.0E+3	8.1E+2	10291.1

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等